

i) 入院時食事療養費(I)

当院は入院時食事療養費(I)の届出を行っており、管理栄養士または栄養士によって、管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。1食あたり下記負担額をご負担いただきます。

区分	1食あたり負担額
一般の方	510円
難病患者、小児慢性特定疾病患者の方(住民税非課税世帯を除く)	300円
住民税非課税世帯の方	240円
住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	190円
住民税非課税世帯に属しかつ所得が一定基準に満たない70才以上の高齢受給者	110円